

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公表番号】特表2010-523842(P2010-523842A)

【公表日】平成22年7月15日(2010.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-028

【出願番号】特願2010-501416(P2010-501416)

【国際特許分類】

E 06 B 3/26 (2006.01)

【F I】

E 06 B 3/26

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月23日(2011.2.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂製の断熱ストリップ本体(20)を有する、窓材、ドア材及びファーサード材用の複合プロファイルのための断熱ストリップ(10)であって、

長手方向(Z)に伸びているとともに、横方向(X)において互いに距離(a)だけ離れている少なくとも2個の長手方向の縁(21, 22)を有しており、

前記長手方向の縁は、プロファイル部品(31, 32)の溝内にロールインするためのロールイン頭部(25)として、複合プロファイルのプロファイル部品(31, 32)との耐剪断結合に適応しており、

断熱ストリップ本体(20)は、高さ方向(Y)において断熱ストリップ本体(20)の1個以上の壁を貫通する開口部(24)を有しており、

前記開口部は、梯子の横桟状の帯状部(23)によって互いに分離されており、

断熱ストリップは、カバープロファイル(40)と一体に形成されており、少なくともカバープロファイル(40)の一部分を留めることができるように形成されている、断熱ストリップ。

【請求項2】

断熱ストリップは、少なくとも片側に、高さ方向(Y)に突出しているクリップ頭部、及び/又は、高さ方向(Y)に伸びている窪みを有するクリップ固定部を備えている、請求項1に記載の断熱ストリップ。

【請求項3】

カバープロファイル(40)が、横方向(X)から見たときに、前記開口部(24)の一方の側上で断熱ストリップ本体(20)上に突出しており、

カバープロファイル(40)と断熱ストリップ本体(20)が、横方向(X)から見たときに、前記開口部(24)の他方の側上でクリップ結合に適応するよう形成されている、請求項1又は2に記載の断熱ストリップ。

【請求項4】

クリップ結合が、高さ方向(y方向)に傾いてクリップインし、横方向(x方向)に引く力がクリップの噛合を維持するように設計されている。

【請求項5】

少なくとも2個のプロファイル部品(31, 32)と、少なくとも請求項1から4の1

つの断熱ストリップとを有する、窓材、ドア材及びファサード材用の複合プロファイルであって、

プロファイル部品（31，32）が、ロールインによって耐剪断を有するように断熱ストリップ（10）に結合している、複合プロファイル。